



平成 30 年 10 月 4 日

各 位

会社名 ジャパンベストレスクューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏
(コード：2453 東証第一部・名証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 若月 光博
(TEL：052-212-9908)

第三者割当による第 6 回新株予約権及び 第 7 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の払込完了に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 9 月 18 日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当の方法による第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権（以下、総称して「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日付で割当予定先であるマッコーリー・バンク・リミテッドより発行価額の総額（16,215,040 円）の払込が完了いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細は、平成 30 年 9 月 18 日に公表いたしました「第三者割当による第 6 回新株予約権及び第 7 回新株予約権（行使価額修正選択権付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	平成 30 年 10 月 4 日
(2) 発行新株予約権数	31,670 個 第 6 回新株予約権 15,835 個 第 7 回新株予約権 15,835 個
(3) 発行価額	総額 16,215,040 円 (第 6 回新株予約権 1 個につき 501 円、第 7 回新株予約権 1 個につき 523 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	3,167,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 6 回新株予約権 1,583,500 株 第 7 回新株予約権 1,583,500 株 第 6 回及び第 7 回新株予約権の下限行使価額はいずれも 825 円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は 3,167,000 株です。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	4,766,715,040 円（差引手取金概算額：4,621,870,040 円） (内訳) 第 6 回新株予約権 新株予約権発行による調達額：7,933,335 円 新株予約権行使による調達額：2,375,250,000 円 第 7 回新株予約権 新株予約権発行による調達額：8,281,705 円

	<p>新株予約権行使による調達額：2,375,250,000円</p> <p>差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資された財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。</p>
<p>(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額</p> <p>第6回新株予約権 1,500円</p> <p>第7回新株予約権 1,500円</p> <p>第6回新株予約権については、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第6回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目以降、第6回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直近の終値。この(6)において同じです。）の91%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額。この(6)において同じです。）に修正されます。行使価額は825円を下回らないものとします（以下、「下限行使価額」といいます。）。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>第7回新株予約権についても同様に、当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができます。当該決議をした場合、当社は直ちにその旨を第7回新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の10取引日目以降、第7回新株予約権の発行要項第12項に定める期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値の91%に相当する金額に修正されます。下限行使価額は825円とします。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含みます。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。</p> <p>「修正日」とは、各行使価額の修正につき、当社が行使価額の修正を決議した後、本新株予約権の発行要項第16項に定める各行使請求の効力発生日をいいます。</p> <p>また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法</p>	<p>マッコーリー・バンク・リミテッドに対して第三者割当の方法によって行</p>

(割当予定先)	います。
(8) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約（以下、「本買取契約」といいます。）を締結しております。</p> <p>本買取契約においては、割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定されております。</p>

以 上